

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 杉浦 友宣
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 比奈知ダム作業車整備業務
- 2 引 取 場 所 三重県名張市上比奈知字熊走り1706 比奈知ダム管理所
- 3 期 間 契約締結の翌日 から 令和7年8月29日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 ユニック車の車検整備及びクレーン年次点検等が可能であること。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令和7年7月10日 14:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所長 杉浦 友宣
FAX 0595-64-8964
 - 5)担 当 者 総務課 松山
 - 6)質 問 書 令和7年7月2日 14:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、原則翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 7)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年7月11日 14:00までとします。
 - 8)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、**履行確認後の一括支払**となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年6月27日に交付された「比奈知ダム作業車整備業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

FAX番号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構に対しての通知方法は、機構から送信 (FAX) した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信 (FAX) する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

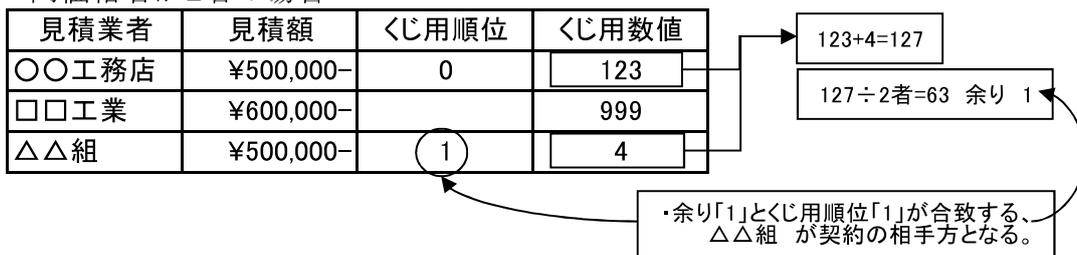
3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信 (FAX) していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

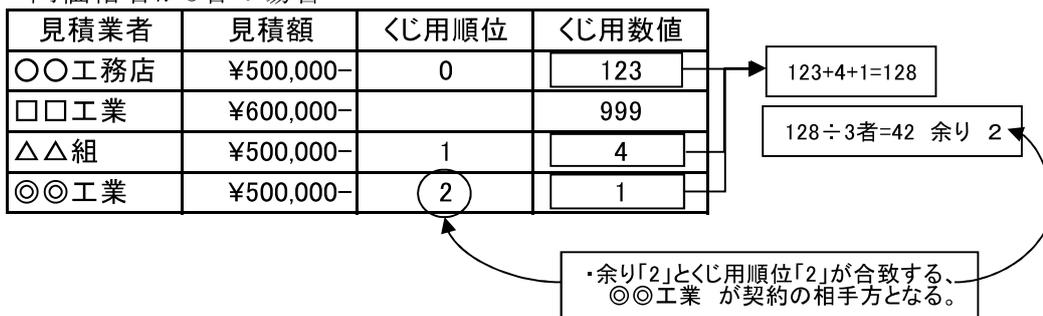
- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合



例) ・同価格者が3者の場合



比奈知ダム作業車整備業務 仕様書

1. 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が実施する「比奈知ダム作業車整備業務」（以下「業務」という。）に適用する。

2. 業務概要

本業務は、機構の所有する車両の車検等整備、消耗品の交換を行うものである。なお、車両の受け渡しについて、引取場所まで引取納車を行うものとする。

- (1) 車検等整備 一式
- (2) 消耗品の交換 一式

3. 業務場所・引取場所

- (1) 業務場所 受注者の指定する場所
- (2) 引取場所 三重県名張市上比奈知字熊走り 1706 比奈知ダム管理所

4. 期 間

契約締結の翌日から令和7年8月29日までとする。

ただし、受け渡し等の日程調整については、担当職員と調整のうえ決定すること。

5. 業務内容及び数量等

業務内容及び数量等は、別紙1「点検等内容」のとおりとし、引取納車費用を含むものとする。なお、交換した旧部品については、受注者の責任において適切に処分を行うものとする。

6. 設計変更

本業務の実施にあたり不具合が発見された場合は、担当職員に連絡するものとし、担当職員が必要と判断した場合は、設計変更の対象とする。

7. 疑 義

本仕様書に明記されていない事項に疑義が生じた場合は、担当職員と受注者が協議のうえ決定するものとする。

以 上

点検等内容（比奈知ダム作業車整備業務）

車名	日野・ユニック車
車両番号	三重100す1359
車台番号	FC7JGF-10243
型式	PB-FC7JGFA
原動機の型式	J07E
登録年月日	平成17年3月18日
車検満了日	令和7年9月1日
走行距離	14,799km（令和7年6月20日現在）

業務内容及び数量等

12ヶ月（車検）点検整備	1式
全輪ホイールシリンダーオーバーホール	1式
エンジンオイル交換	1式
エンジンオイルエレメント交換	1セット
ワイパーゴム交換	2本
クレーン年次点検	1式
その他作業に必要な費用及び消耗品	1式

車検に係る諸経費

車検代行手数料	1式
自賠償保険料	1式
重量税	1式
印紙代	1式
技術情報管理手数料	1式

引取場所

三重県名張市上比奈知字熊走り1706 比奈知ダム管理所